

平成31年

第1回市議会定例会 報告第2号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、訴えの提起を平成30年12月21日地方自治法第180条第1項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

- 1 被告 住所 \* \* \* \* \*
  - 氏名 \* \* \* \* \* (債務者)
  - 2 請求額 238,000円
  - 3 申立費用 3,464円
  - 4 支払督促申立日 平成30年9月13日 (※)
  - 5 督促異議の申立日 平成30年11月28日
  - 6 訴えの提起の専決処分の日 平成30年12月21日
- ※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。